平成２３年（フ）第４号
鳥取県東伯郡琴浦町大字逢束1206番地２
債務者　山田　賢雄
1　決定年月日時　平成23年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第９号
鳥取県倉吉市馬場町102番地２　県営住宅和田団地１―401
債務者　森井　雅美
1　決定年月日時　平成23年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第１４７３号
広島市安佐南区緑井４丁目25番21号
債務者　坂元　智子
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５５０号
広島市西区庚午南２丁目５番７号
債務者　村中　健一
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２号
広島市中区大手町５丁目13番11―704号
債務者　山本　陽子
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３６号
広島市南区丹那町43番15号
債務者　曽根　辰雄
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５３号
広島市東区戸坂桜上町10番７号
債務者　皆越八重子
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６２号
広島市中区西川口町13番22―706号、住民票上の住所広島市中区東平塚町11番９―702号
債務者　中尾　裕司
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６６号
広島市安佐南区西原４丁目16番７－１号
債務者　采　マキ子
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７３号
広島市中区十日市町２丁目９番16―405号
債務者　山田多家実
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５９号
広島市西区横川新町15番８―301号　ＹＳビル
債務者　平本かづ子
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１２号
広島市中区舟入幸町20―17―203号、住民票上の住所広島市中区西平塚町４番８―604号
債務者　中平　竹市
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０号
山口県下関市豊浦町大字宇賀7756番地、前住所東京都町田市南成瀬１丁目21番地14
債務者　西永　由香
1　決定年月日時　平成23年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１７号
山口県下関市向洋町３丁目10番４号
債務者　西村　光代
1　決定年月日時　平成23年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第２３号
山口県下関市栄町11番８号
債務者　小嶺　友子（旧姓中谷）
1　決定年月日時　平成23年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第４８号
徳島市南佐古六番町５番30　メルシーハイツ101号
債務者　西村　　昭
1　決定年月日時　平成23年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７号
福岡県飯塚市堀池62番地１ハイツ都101号室、前住所福岡県古賀市天神４丁目５番18号
債務者　江島　義孝
1　決定年月日時　平成23年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部